

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年9月6日

長野県千曲建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字上山田字東組367番の1地先から埴科郡坂城町大字上五明字中村461番地先まで	旧	5.5~12.2 ^m	2.0054 ^{km}
		15.0~32.0	1.8550
同 上	新	15.0~32.0	1.8550

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しんまち
- 3 代表者の氏名
吉澤 和子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市信州新町上条125番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民全てに対して、地域住民が助けあって高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人川の自然と文化研究所
- 3 代表者の氏名
吉田 利男
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科2209番地11
- 5 定款に記載された目的

この法人は、河川の自然と文化に関わる関連分野を調査・研究し、情報を蓄積するとともに、これらの情報を地域に還元し、豊かで潤いのある風土-河川・流域環境の保全・創出に向けた展望・指針を示す広場の役割を果たすことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きつねじま
- 3 代表者の氏名
神山 民江
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市大字伊那部3698番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子どもとその家族に対して、住み慣れた地域において、安心して、家庭的な介護、育成を受けるための事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おはな

3 代表者の氏名

深澤慶子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大字広丘野村1617番地26

5 定款に記載された目的

この法人は、発達および知的障がい児・者に対して、自立生活を支援する事業を行い、障がい児・者とその家族が充実し安心した生活を送ることのできるよう地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度長野県庁舎電気設備定期点検業務

(2) 役務の特質

長野県庁舎の電気設備（特別高圧受電設備を含む。）の定期点検

(3) 履行期日

契約締結の日から平成24年12月24日までの間において仕様書で定める日

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 第3種電気主任技術者以上の技術員を有する者であること。

(6) 30,000ボルト以上の特別高圧受電設備に係る検査業務を履行できる能力を有する者であること。

(7) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有するものであること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月20日(木) 午後1時15分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年9月13日(木)午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

財産活用課

公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 実施日時

(1) 期日

平成25年2月17日(日)

(2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護協会会館

3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。)第23条に規定する科目

4 試験方法

筆記試験(マークシート解答方式)

5 受験資格

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条各号のいずれかに該当する者(平成25年3月までに該当する見込みの者を含みます。)

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書用紙(受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票)

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成25年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者においては、平成25年3月6日(水)午前10時までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。)

(2) 試験手数料

試験手数料(6,900円)は、長野県収入証紙(受験願書にはって、消印しないでください。)により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

(3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 平成24年12月10日(月)から12月14日(金)までの消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県健康福祉部医療推進課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 平成24年12月10日(月)から12月14日(金)までの午前9時から午後5時まで

(4) 場所 長野県健康福祉部医療推進課

7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、平成25年1月10日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 合格発表

(1) 平成25年3月13日(水)午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成25年3月13日(水)午後1時30分までに長

野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封して、長野県健康福祉部医療推進課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者(卒業する見込みの者を含みます。)以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医療推進課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医療推進課(電話 026-235-7142)

医療推進課

公告

県営中井筋地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営中井筋地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年9月7日から平成24年10月5日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡箕輪町役場

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。
平成24年9月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時
平成24年11月9日(金) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)
(2) 受験手数料
受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。
(3) 受付期間
平成24年10月9日(火)から10月25日(木)まで(郵送による場合は、平成24年10月25日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
(4) 受付場所
長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)
- 5 合格発表
平成24年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。
- 6 その他
(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。
(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話 026-235-7308)までお願いします。
(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、権堂B-1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成24年9月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 組合の名称
権堂B-1地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
長野市権堂町2201番地4
- 3 事業施行期間

平成24年6月14日から平成27年6月30日まで

4 施行地区

- (1) 長野市大字鶴賀字腰巻2199番13、2199番22、2199番23、2199番25、2199番26、2201番10、2201番11、2201番15、2208番1、2208番2、2208番3、2209番1、2209番イの2、2209番イの3、2210番4、2219番5、2219番6、2219番9、2219番14、2219番6地先、2199番13地先、2199番25地先、2201番10地先、2201番15地先及び2208番3地先の全部並びに2210番5、2210番イの2、2210番イの3、2219番2及び2219番14地先の各一部
- (2) 長野市大字鶴賀字高築地1481番4、1483番2、1483番5、1483番6、1483番12、1483番13、1483番14、1483番15及び1483番16の全部並びに1481番5、1483番3、1491番10、1481番5地先及び1491番10地先の各一部
- (3) 長野市大字鶴賀字中色黒1506番10、1508番2及び1508番3の全部並びに1505番3及び1506番4の各一部

5 設立認可の年月日

平成24年6月6日

6 事業計画の変更認可の年月日

平成24年8月30日

都市計画課

公告

松本市寿土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年9月6日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事

新任

氏名 住所

林 啓 松本市寿南1丁目37番10号

退任

氏名 住所

林 博 忠 松本市大字寿小赤342番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月6日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 許可番号 平成24年6月18日

長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字中谷地2819-2の内、2819-6の内、字中原2881-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町中軽井沢3033-1

大同興業株式会社 代表取締役 市村孝雄

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月6日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

- 1 許可番号 平成24年4月19日
長野県上伊那地方事務所指令24上伊地建第15-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
駒ヶ根市赤穂999-39の内、10000-98の内、10000-102、10266-1、10267-1、10268、10269、10270、10271-1 (第2工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小諸市御幸町2-1-20
株式会社ツルヤ 代表取締役社長 掛川 健三

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年9月6日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

- 1 許可番号 平成24年8月9日
長野県指令24建指第27-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村728-5、728-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘吉田5-2 セジュール笠原103
御子柴 俊介

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月6日

長野県佐久地方事務所長 松本 有司

対象区域	対象区域等の縦覧場所
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字森前 851-1、851-2、851-3、 851-4、851-5、851-6、 851-8、854-2、855-1、 855-2、855-3、858-2	長野県佐久地方事務所

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月6日

長野県諏訪建設事務所長 河西 明彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成24年度諏訪湖流域下水道 A-3系反応槽攪拌機修繕工事
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成25年1月31日まで
 - (4) 履行場所
諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 機械器具設置工事についての長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
 - ア 資格総合点数が706点以上であること。
 - イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 建設業法施行規則(平成24年建設省令第14号)第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。
 - (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (6) 過去5年間に水中攪拌機(曝気機含む)の分解整備及び劣化部品の取替修繕を元請として受注した実績を有すること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務係
電話 0266(57)2934
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月27日(木) 午前10時30分

イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年9月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月6日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度諏訪湖流域下水道 管理本館ハロゲン化物消火設備修繕工事

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年1月18日まで

(4) 履行場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 消防施設工事についての長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

イ 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 建設業法施行規則(平成24年建設省令第14号)第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 甲種消防設備士であって指定区分が第3類であるものの免状の交付を受けている者及び建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を配置できる者であること。

(7) 次に掲げるいずれかの役務を履行した実績を有する者であること。

ア 過去3年以内にハロゲン化物消火設備の設置工事又は取替え工事を履行した実績を有する者

イ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第4項の規定による消防庁長官が定めるハロゲン化物消火設備の容器弁に係る点検方法(平成21年3月31日付け消防予第132号消防予防課長通知による改正後の点検方法とする。)により点検業務を履行した実績を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務係

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月27日(木) 午前11時

イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年9月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月6日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度諏訪湖流域下水道溶融飛灰、煙道スラグ等成分検査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年10月19日まで

(4) 履行場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により長野県知事から水質及び土壌中の物質の濃度に係る計量証明の事業の登録を受けた者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月27日(木) 午前11時30分

イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年9月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課